

## 身体検査基準(国家試験受験・有効期間更新時とも同じ) H26.4.1改正

### 1 海技士(大型免状)

検査項目	身体検査基準(合格基準)
視力(5mの距離で万国視力表による。)	1 海技士(航海)の資格:視力(矯正視力を含む。以下、この欄において同じ。)が、両眼共に0.5以上であること。
	2 海技士(機関)の資格:視力が両眼で0.4以上であること。
	3 海技士(通信)又は海技士(電子通信)の資格:視力が両眼共に0.4以上であること。
色覚	船舶職員としての職務に支障をきたすおそれのあるおそれのある色覚の異常がないこと。
聴力	5m以上の距離で話声語を弁別できること。
疾病及び身体機能の障害の有無	心臓疾患、視覚機能の障害、精神の機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害その他の疾病又は身体機能の障害により船舶職員としての職務に支障をきたさないと認められること。

※海技士国家試験における、第一種合格(1年間有効)、第二種合格(3ヶ月有効)の区分は、同時に廃止されます。(H26.4.1以降に合格した場合、いずれも1年間有効となります)

### 2 小型船舶操縦士(小型免許)

検査項目	身体検査基準(合格基準)
視力(5mの距離で万国視力表による。)	1 視力(矯正視力を含む。以下、この欄において同じ。)が、両眼共に0.5以上であること。
	2 一眼の視力が0.5に満たない場合であっても、他眼の視野が左右150度以上であり、かつ、視力が0.5以上であること。
色覚	夜間において、船舶の灯火の色を識別できること。(設備限定が付された免許証は、例外規定あり。)
聴力	船内の騒音を模した騒音の下で300mの距離にある汽笛の音(海上衝突予防法施行規則第18条に規定する汽笛の音であって、音圧120dB)に相当する音を弁別できること(補聴器可)。
疾病及び身体機能の障害の有無	心臓疾患、視覚機能の障害、精神の機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害その他の疾病又は身体機能の障害があっても軽症で、小型船舶操縦者の業務に支障をきたさないと認められること(設備限定を付された免許証については例外規定あり)。

※ご不明な点については、九州運輸局海技資格課へお尋ね下さい。  
電話番号:092-472-3176